

## 知多北部広域連合情報公開条例施行規則

(平成13年3月1日 規則第1号)

改正 平成17年3月31日規則第3号

改正 平成28年2月26日規則第1号

改正 平成31年4月 1日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、知多北部広域連合情報公開条例（平成13年知多北部広域連合条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(条例第6条第1項第3号の規則で定める事項等)

第2条 条例第6条第1項第3号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 求める開示の実施の方法

(2) 写しの送付の方法による行政文書の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

2 条例第6条第1項に規定する開示請求書は、様式第1のとおりとする。

(条例第7条第2号エの規則で定める情報)

第3条 条例第7条第2号エの規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

(1) 交際費の支出を伴う交際に関する情報であって、当該支出に関するもの

(2) 食糧費の支出を伴う会議、研修会、説明会、懇談会及び式典並びに協議、交渉、意見交換、情報収集等に関する情報であって、当該支出に関するもの

(条例第11条第1項の規則で定める事項等)

第4条 条例第11条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示の実施の方法

(2) 開示の実施に要する費用の額

2 条例第11条第1項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式のとおりとする。

(1) 開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定 様式第2

(2) 開示請求に係る行政文書の一部を開示する旨の決定 様式第3

3 条例第11条第2項に規定する書面は、様式第4のとおりとする。

(条例第12条第2項に規定する書面の様式)

第5条 条例第12条第2項に規定する書面は、様式第5のとおりとする。

(条例第13条に規定する書面の様式)

第6条 条例第13条に規定する書面は、様式第6のとおりとする。

(条例第14条第1項の規則で定める事項等)

第7条 条例第14条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求の年月日

(2) 開示請求に係る行政文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容

(3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第14条第1項の規定による通知を書面により行う場合の当該書面は、様式第7のとおりとする。

3 条例第14条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第1項各号に掲げる事項

(2) 条例第14条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由

4 条例第14条第2項に規定する書面は、様式第7のとおりとする。

5 条例第14条第3項(条例第18条第3項において準用する場合を含む。)に規定する書面は、様式第8のとおりとする。

(行政文書の開示の実施等)

第8条 条例第15条第1項の規定による行政文書の開示は、実施機関が指定する日時及び場所において行うものとする。ただし、行政文書の写しの交付を郵送により行う場合は、この限りでない。

2 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを閲覧することとする。

(1) 文書又は図画(次号から第4号までに該当するものを除く。) 当該文書又は図画(条例第15条第2項ただし書の規定が適用される場合にあつては、次項第1号に定めるもの)

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの。

ただし、これにより難しい場合にあつては、当該マイクロフィルムを用紙に印刷

したもの

- (3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したもの
  - (4) スライド 当該スライドを専用機器により映写したもの
- 3 次の各号に掲げる文書又は図画の写しの交付の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを交付することとする。
- (1) 文書又は図画（次号から第4号までに該当するものを除く。） 当該文書又は図画を複写機により用紙に複写したもの。ただし、これにより難しい場合にあっては、当該文書又は図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したもの
  - (2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを用紙に印刷したもの
  - (3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したもの
  - (4) スライド 当該スライドを印画紙に印画したもの
- 4 条例第15条第2項の規則で定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種類に応じ、当該各号に定める方法とする。
- (1) 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
  - (2) ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
  - (3) 電磁的記録（前2号に該当するものを除く。） 次に掲げる方法であって、実施機関が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）により行うことができるもの
    - ア 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
    - イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴
    - ウ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの写しの交付
- 5 条例第15条第2項の規定により行政文書の写しの交付の方法による開示を実施する場合における当該行政文書の写しの交付の部数は、開示請求に係る行政文書1件につき1部とする。
- 6 条例第15条第2項の規定により閲覧の方法による行政文書の開示を実施する場合において、行政文書を閲覧する者が当該行政文書を改ざんし、汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、実施機関は、当該行政文書の閲覧を中止

させ、又は禁止することができる。

(条例第18条第3項の通知)

第9条 条例第18条第3項の規定による通知は、様式第9により行うものとする。

(施行の状況の公表)

第10条 条例第24条の規定による施行の状況の公表は、開示請求の件数、開示決定等の件数その他必要な事項を知多北部広域連合公告式条例（平成11年知多北部広域連合条例第1号）第2条第2項に定める掲示場に掲示して行うものとする。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第3号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第1号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年規則第5号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

行政文書開示請求書

年 月 日

(宛先) 実施機関

様

氏 名  
 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

郵便番号  
 住所(居所)又は  
 事務所(事業所)の所在地

電話番号

知多北部広域連合情報公開条例第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり行政文書の開示を請求します。

行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足る事項		
開示の実施の方法 (希望する方法を○で囲んでください。	閲覧 ・ 聴取 ・ 視聴 写しの交付 (送付を希望する/希望しない)	
※ 備考	行政文書の名称	
	担当課等	

注 1 写しの交付の方法により開示を受ける場合は、当該写しの作成の費用(写しの送付を希望する場合の郵送費用を含む。)を負担していただきます。

2 ※印の欄は、記入する必要はありません。

行政文書開示決定通知書

第 号  
年 ( 年) 月 日

様

(実施機関)

印

年 ( 年) 月 日付けで開示請求のありました行政文書については、次のとおり開示することとしましたので、知多北部広域連合情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

行政文書の名称			
開示を実施する日時及び場所	日 時	年 ( 年) 月 日	午前 時 分 午後
	場 所		
開示の実施の方法			
開示の実施に要する費用の額	1 写しの作成に要する費用		円
	2 写しの送付に要する費用	郵便切手	円分
担 当 課 等	電話 ( ) - 内線		

注1 当日は、この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越してください。

2 当日御都合が悪い場合には、あらかじめ担当課等まで御連絡ください。

行政文書一部開示決定通知書

第 号  
年（ 年） 月 日

様

（実施機関）

印

年（ 年） 月 日付けで開示請求のありました行政文書については、次のとおりその一部を開示することとしましたので、知多北部広域連合情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

行政文書の名称			
開示を実施する日時及び場所	日 時	年（ 年） 月 日	午前 時 分 午後 時 分
	場 所		
開示の実施の方法			
開示の実施に要する費用の額	1 写しの作成に要する費用		円
	2 写しの送付に要する費用	郵便切手	円分
開示しないこととした部分			
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由			
上記の理由がなくなる期日	年（ 年） 月 日 （開示を希望する場合は、この日以後に改めて請求してください。）		
担 当 課 等	電話（ ） - 内線		

- 注1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に知多北部広域連合長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に知多北部広域連合を被告として（訴訟において知多北部広域連合を代表する者は、知多北部広域連合長となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記注1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 当日は、この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しください。
- 4 当日御都合が悪い場合には、あらかじめ担当課等まで御連絡ください。

行政文書不開示決定通知書

第 号  
年 ( 年) 月 日

様

(実施機関)

印

年 ( 年) 月 日付けで開示請求のありました行政文書については、次のとおり開示しないこととしましたので、知多北部広域連合情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足る事項	
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	
上記の理由がなく なる期日	年 ( 年) 月 日 (開示を希望する場合は、この日以後に改めて請求してください。)
担 当 課 等	電話 ( ) - 内線

- 注1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に知多北部広域連合長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に知多北部広域連合を被告として(訴訟において知多北部広域連合を代表する者は、知多北部広域連合長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記注1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。



決 定 期 間 延 長 通 知 書

第 号  
年（ 年） 月 日

様

（実施機関）

印

年（ 年） 月 日付けで開示請求のありました行政文書については、知多北部広域連合情報公開条例第12条第2項の規定により、次のとおり開示決定等をする期間を延長しましたので通知します。

行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項	
知多北部広域連合情報公開条例第12条第1項の規定による決定期間	年（ 年） 月 日から 年（ 年） 月 日まで
延長後の決定期間	年（ 年） 月 日から 年（ 年） 月 日まで
延長の理由	
担当課等	電話（ ） — 内線

決 定 期 間 特 例 通 知 書

第 号  
年 ( 年) 月 日

様

(実施機関)



年 ( 年) 月 日付けで開示請求のありました行政文書については、知多北部広域連合情報公開条例第 1 3 条の規定により、開示決定等をする期間を次のとおりとしましたので通知します。

行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項				
知多北部広域連合情報公開条例第 1 2 条第 1 項の規定による決定期間	年 ( 年) 月 日から 年 ( 年) 月 日まで			
開示請求に係る行政文書のうち相当の部分につき開示決定等をする期間及びその部分	期 間	年 ( 年) 月 日から 年 ( 年) 月 日まで		
	部 分			
残りの行政文書について開示決定等をする期限	年 ( 年) 月 日			
知多北部広域連合情報公開条例第 1 3 条を適用する理由				
担 当 課 等	電話 ( ) - 内線			

意見照会書

第 号  
年 ( 年) 月 日

様

(実施機関)

印

知多北部広域連合情報公開条例第6条第1項の規定により開示請求のありました行政文書に、あなたに関する情報が記録されていますので、同条例第14条 第1項 第2項 の規定により通知します。

本件開示請求に係る行政文書の開示について御意見があれば、別紙により  
年 ( 年) 月 日までに回答してください。

開示請求に係る行政文書の名称	
開示請求の年月日	年 ( 年) 月 日
開示請求に係る行政文書に記録されているあなたに関する情報の内容	
意見書の提出先(担当課等)	電話 ( ) - 内線
知多北部広域連合情報公開条例第14条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由	

意見書

年 月 日

(宛先) 実施機関

様

氏 名  
〔法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名〕

郵便番号  
住所（居所）又は  
事務所（事業所）の所在地

電話番号

開示請求に係る行政文書の 名称	
開示についての意見 〔該当する番号を○で囲ん でください。〕	1 開示しても差し支えない 2 開示に反対する
開示に反対する場合の反対 の理由	

開示決定に係る通知書

第 号  
年（ 年） 月 日

様

（実施機関）



年（ 年） 月 日付にて 開示に反対する意見書の提出  
審査請求のありま  
開示に反対する意思の表示

した行政文書について、次のとおりその 全部 一部 を開示することとしましたので、知多北部  
広域連合情報公開条例 第14条第3項  
第18条第5項において準用する同条例第14条第3項 の規定に  
より通知します。

開示請求に係る行政文書の 名称	
開 示 請 求 の 年 月 日	年（ 年） 月 日
開示決定をした行政文書に 記録されているあなたに関 する情報の内容	
開 示 決 定 を し た 理 由	
開 示 を 実 施 す る 日 時	年（ 年） 月 日 午前 時 分 午後
開示しないこととした部分	
担 当 課 等	電話（ ） ー 内線

注1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に知多北部広域連合長に対して審査請求をすることができます。  
2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に知多北部広域連合を被告として（訴訟において知多北部広域連合を代表する者は、知多北部広域連合長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記注1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 知多北部広域連合情報公開条例第18条第5項において準用する同条例第14条第3項の規定により通知する場合は、審査請求及び取消訴訟に係る教示文を省略すること。

審査会諮問通知書

第 号  
年 ( 年) 月 日

様

(実施機関)



年 ( 年) 月 日付けの 開示決定等  
開示請求に係る不作為 に対する審査請  
求については、次のとおり知多北部広域連合情報公開審査会に諮問しましたので、知多北  
部広域連合情報公開条例第18条第3項の規定により通知します。

審査請求に係る行政文書の 名称その他の審査請求に係 る行政文書を特定するに足 りる事項	
審 査 請 求 の 内 容	
諮 問 し た 日	年 ( 年) 月 日
担 当 課 等	電話 ( ) ー 内線